

## 仕 様 書

- 1 業務名 社会科資料集「わたしたちの甲府市」作成業務
- 2 業務内容

甲府市立小学校第3及び第4学年の児童が社会科の授業で使用する社会科資料集「わたしたちの甲府市」（以下「資料集」という）の全面改訂に伴い、新たな写真等を作成・レイアウトし印刷製本を行う。

詳細な業務内容は次のとおりとする。

  - ・航空写真の撮影
  - ・写真の撮影
  - ・イラスト作成
  - ・図表作成
  - ・原稿の文字起こし
  - ・デザイン及びレイアウト
  - ・校正
  - ・印刷製本
- 3 納入場所 甲府市立小学校25校、甲府市社会科研究会事務局、学事課
- 4 履行期間 契約締結日～令和3年3月12日
- 5 成果物及び納入期限
  - (1) 成果物
    - ・資料集令和3年度版..... 1, 431冊
    - ・写真、イラスト及び図表（JPEG形式等）. 2部
    - ※航空写真については別紙1参照
    - ・文字原稿データ（WORD形式等）..... 2部
  - (2) 納入期限
    - ・令和3年3月12日（金）
- 6 仕様・規格等
  - (1) 体裁 : A4版 オールカラー（4色刷り以上） コート紙
  - (2) ページ数 : 180ページ
  - (3) 冊数 : 1, 431冊

(4) 版 組 : 資料集令和2年度版を参照

## 7 業務内容詳細

- (1) 資料集令和2年度版から変更がない部分(約100ページ)については、文字原稿、写真、イラスト及び図表について発注者からは提供せず、すべて受注者が作成すること。
- (2) 変更箇所については別紙2に記載する。このうち「発注者から提供」「検討中」とある箇所以外は受注者にて原稿を作成すること。
- (3) 別紙2のうち「発注者から提供」「検討中」とある箇所については発注者が作成し、契約締結後一か月以内に受注者に提供する。
- (4) 資料集令和2年度版掲載の航空写真と同様の構図で、19点写真撮影すること(詳細は別紙1を参照)。
- (5) 発注者が新たに撮影や作成をし直すこととする写真、イラスト及び図表のうち、受注者が発注者に無償で提供でき、資料集の作成に使用して差し支えのないデータを所持している場合について、発注者がそのデータを確認の上その使用に同意するときは、それらの写真、イラスト又は図表の撮影や作成をしなくても良いものとする。
- (6) 発注者の定める期限までに、最低2回は校正を行うものとする。2回目の校正で修正が完了しなかった場合は、完了するまで受注者の責任校正とする。

## 8 機密の保持

受注者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

## 9 成果物の帰属

本業務の成果物に関する一切の権利(原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等)は、掲載の有無にかかわらず、すべて発注者に帰属するものとし、発注者に承認を得ずに複製・公表してはならない。ただし、受注者が従来から権利を有していた固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保」という。)については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

## 10 著作権等について

受注者は第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対し保証すること。当事業の成果が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損額の賠償、又は必要な措置を講じなければならぬときは、受注

者がその賠償額を負担、又は必要な措置を講ずるものとする。

## 11 その他

- (1) 契約締結後、受注者は甲府市社会科研究会事務局と速やかに詳細の打合せを行うこと。
- (2) 受注者は航空写真撮影等、外部に業務の一部を再委託する場合、受注者は契約締結後速やかに末端の再委託者まで反映させた「再委託体系図」を作成し、発注者へ提出すること。
- (3) 指定場所に納入した際は、別途提供する指定場所ごとの受領表に押印をもらうこと。
- (4) 委託代金の支払いは業務終了後一括払いとする。
- (5) 疑義が生じた場合は、甲府市教育委員会及び甲府市社会科研究会事務局と協議を行うこと。